新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）
～ポイント（経済産業省関連）～

1．強力な資金繰り対策

（1）**約1.6兆円規模の融資・保証枠**を確保（第1弾5000億＋第２弾1.1兆）

（2）**特別貸付**を創設、**遡及して金利引下げ（▲0.9%）**
（中小1.11%→0.21%、国民1.36%→0.46%）。
更に、**フリーランスを含む個人事業主**、**売上高が急減している中小・小規模事業者**について、実質的に**無利子化**。

（3）影響の広がりや深刻さを踏まえ、**危機時の対策**を発動。
- セーフティネット保証４号・５号（2階分別枠）に加えて、**危機関連保証（100%保証）**を初めて発動し**３階分別枠**を措置。
- **危機対応業務**も実施し、資金繰りに万全を期す。

① 日本政策公庫による特別貸付（予備費：579.0億（うち財務省計上346.0億））
- 制度開始時期：　1月29日（相談窓口設置日）まで遡及
- 適用要件：　売上高▲５％
  ※個人事業主（フリーランスを含む）には、影響に関する定性的な説明でも可。
- 貸付額：　中小事業3億円、国民事業6千万＜別枠＞
- 金利：　一律金利から▲0.9%
- 利下対象上限：　中小事業1億、国民事業3千万　※当初３年間

② 特別利子補給制度（予備費：47.0億）
- 制度開始時期：　1月29日（相談窓口設置日）まで遡及
- 適用要件：　（ⅰ）個人事業主（フリーランス含む）・・要件なし
  （ⅱ）小規模事業者・・・・・・・・・・・売上高▲15%
  （ⅲ）中規模事業者・・・・・・・・・・・売上高▲20%
- 補給対象限度額：　中小事業1億、国民事業3千万　※当初3年間

③ マル経融資制度の拡充（予備費：２.0億（財務省計上））
- 小規模事業者に対して別枠1千万円を▲0.9%金利引き下げ（1.21%→0.31%）

④ 危機関連保証（予備費：54.0億（うち財務省計上47.0億）の内数）
- 適用要件：　売上高▲１５％
- 保証割合：　100%
- 限度額：　一般保証、セーフティネット保証とは、さらに別枠で2.8億

⑤ 危機対応業務
- 指定金融機関である商工中金及び日本政策投資銀行が危機対応業務を実施。

2．需給両面からの総合的なマスク対策

マスクが品薄状態であることを踏まえて、需給両面からの総合的な対策として、**厚生労働省と連携・サポートして、①マスクの転売行為禁止**、**②国によるマスクの買上げ、配布**、**③マスク等生産設備導入補助**を行う。

① マスクの転売行為禁止
- 小売り業者等からマスクを購入した者がそのマスクを高値転売することを禁止（国民生活安定緊急措置法施行令の改正）。

② 国によるマスクの買上げ、配布
- 再利用可能な布製マスクを国が一括して購入（2,000万枚）し、介護施設、障害者施設、保育所、学童保育等の現場に一人一枚配布。
- 医療機関向けマスクを国が一括して購入（1,500万枚）・確保し、医療機関に優先配布。

③ マスク等生産設備導入補助（予備費：1.6億）（経産省計上）
- マスクやアルコール消毒液の生産設備導入の一部を補助（中小3/4、大・中堅2/3）。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第２弾）の概要
（経済産業省関連）

１．事業活動の縮小への対応

（１）強力な資金繰り対策

○ 日本政策金融公庫による特別貸付

【予備費（579.0億（うち財務省計上346.0億）】

- 新型コロナウイルスによる影響を受け、売上高が５％以上減少した中小企業・小規模事業者（※）に対し、融資枠の別枠（中小３億、国民６千万）を創設。さらに、信用力や担保に依らず一律金利にした上で、３年間を上限に▲0.9％の金利を引き下げ、中小0.21％、国民0.46％とする（上限：中小１億、国民３千万）。据置期間も５年に延長。

（※）個人事業主（フリーランス含む）は、影響に関する定性的な説明でも可とするよう柔軟に運用。

○ 特別利子補給制度（実質的な無利子化）【予備費（47.0億）】

- 日本政策金融公庫による特別貸付を活用した中小企業・小規模事業者のうち、売上高が減少した者（※）に対し３年間を上限に利子補給（上限：中小１億、国民３千万）を実施し、実質的に無利子化。

（※）個人事業主（フリーランス含む）は要件なし、小規模は売上高15％減、中小は売上高20％減。

○ 信用保証協会によるセーフティネット保証及び危機関連保証

【予備費（54.0億（うち財務省計上47.0億））】

- 新型コロナウイルスよる影響を受け、売上高が減少する中小企業・小規模事業者に対し、セーフティネット保証４号（全国を地域指定、100％保証）及び５号（影響を受けている業種を追加指定、80％保証）による、一般保証（2.8億）とは別枠（2.8億）を措置。
- 全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、全国・全業種を対象に「危機関連保証」（100％保証）として、売上高が15％以上減少する中小企業・小規模事業者に対してさらなる別枠（2.8億）を措置。

○ 商工中金及び日本政策投資銀行による危機対応業務

- 経産大臣及び財務大臣等が危機認定を行い、商工中金及び日本政策投資銀行を通じて、中小企業に加え、大企業・中堅企業への資金繰り支援を行う。

○ 小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の拡充【予備費（2.0億（財務省計上））】

- 小規模事業者に対し、商工会等の経営指導員が指導を行うことにより、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で、別枠を措置し、基準金利から▲0.9%の金利引下げを実施（1.21%→0.31%）。据置期間も、設備資金４年以内、運転資金３年以内に延長。

○ 政府系・民間金融機関、信用保証協会への配慮要請

- 財務省や金融庁と連携し、政府系・民間金融機関や信用保証協会に対し、①事業者の資金繰りに全力を挙げて最大限のスピードで万全の対応を行うこと、②既往債務の条件変更等に最大限の配慮を行うこと、などを要請。

（２）サプライチェーン毀損への対応等

○ 中小企業生産性革命推進事業における優先支援

※3,600億（令和元年度補正予算）

- 新型コロナウイルスによる影響を受け、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓、感染拡大防止に配慮しつつ生産性向上にも資するテレワークツールの導入等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備投資（中小1/2、小規模2/3）、販路開拓（小規模2/3）、ITツール導入（1/2）を補助。
- 採択審査において新型コロナウイルスによる影響を受ける事業者に対して加点措置を講じることで優先支援。
- また、影響を受ける事業者の生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を１年間猶予するなど、申請要件を緩和。さらに、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても補助対象に。

○ 下請取引における納期等に関する配慮要請

- 年度末を迎えるにあたり、新型コロナウイルスの影響に鑑み、下請取引における納期の延期等に柔軟に対応を行うよう、業界団体等を通じて民間事業者に対して一層の配慮を要請。

○ 下請Ｇメン等による下請等中小企業への実態把握

- 下請Ｇメン等を通じて、感染症発生後の下請等中小企業の取引状況や影響などの実態把握に取り組み、必要に応じて親事業者に対して要請や指導等を実施。

○ 官公需発注に関する配慮要請

- 官公需発注に関し、新型コロナウイルスの影響に鑑み、中小企業・小規模事業者と国・自治体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や予定価格の見直しなど、柔軟な対応を行うよう、国・自治体等に対して配慮を要請。

2．需給両面からの総合的なマスク対策（厚労省をサポート）

○ マスクの転売行為禁止

- マスクの転売目的の買占めを防止するため、小売業者からマスクを購入した者がそのマスクを転売することを禁止（国民生活安定緊急措置法施行令の改正）。

○ 国によるマスクの買上げ、配布

- 再利用可能な布製マスクを国が一括して購入（2,000 万枚）し、介護施設、障害者施設、保育所、学童保育等の現場に一人一枚配布。
- 医療機関向けのマスクを国が一括して購入（1,500 万枚）・確保し、必要な医療機関に優先配布。

○ マスク等生産設備導入の補助（経産省計上）

【予備費（1.6 億）（※2 月予備費 4.5 億への追加措置）】

- マスクやアルコール消毒液の生産に関わる事業者が国からの増産要請等に応じて生産設備を導入する場合、設備導入に係る費用の一部を補助（中小 3/4、大・中堅 2/3）。

3．その他（感染拡大防止対策、医療提供体制の構築等）

○ 迅速ＰＣＲ検出機器の導入実証【予備費（3.1 億）】

- 産総研が開発した迅速ＰＣＲ検出機器（通常 2、3 時間の検査を 15 分程度に短縮）について、３月中に新型コロナウイルスの検査に活用できるようにするため、既存のＰＣＲ検出機器による検査を行っている機関等に導入し、検査精度等を実証。

○ 医師による遠隔健康医療相談【予備費（2.5 億）】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大に対する不安から、対面ではなく遠隔で健康不安について医師に相談をしたいというニーズが増加。これに対応するため、チャット等を活用した遠隔での医師による健康医療相談の体制を整備。